

令和7年度誰もが輝くフェスティバル開催業務 公募要領

徳島県は、誰もが輝くフェスティバル開催業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 目 的

急速な少子高齢化と人口減少の中、「男女共同参画」は持続可能な社会の実現に不可欠な視点であるとともに、ダイバーシティ社会の実現にも繋がる重要課題である。

そこで、本県が定める「男女協調月間」（7月・8月）にあわせて講演会等から成る「誰もが輝くフェスティバル」（以下「フェスティバル」という。）を実施し、性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた機運の醸成を加速する。

2 業務概要

- （1）業 務 名：令和7年度誰もが輝くフェスティバル開催業務
- （2）委託期間：契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- （3）業務内容：令和7年度誰もが輝くフェスティバル開催業務仕様書のとおり

3 委託事業費上限額

金1,600,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格要件

次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）徳島県内に本店、本部、又は支店、支部等を有していること。
- （2）事業の実施に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許、指定、登録を受けていること。
- （3）事業の実施にあたり、徳島県や関係者との打ち合わせ等に適切に対応できる体制が整っていること。
- （4）提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- （5）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （6）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ①民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- ②会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第１９９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ③破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （８）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- （９）徳島県暴力団排除条例（平成２２年徳島県条例第４０号）第６条に規定する排除の対象となっていないこと。

５ プロポーザル参加について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みを行うこと。

- （１）提出書類
企画提案参加申込書（様式１） １部
- （２）提出期限
令和７年６月２日（月）午後５時（必着）
- （３）提出先及び提出方法
徳島県こども未来部男女参画・青少年課へ郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、送付した旨を電話連絡すること。

６ 企画提案について

企画提案参加申込みを行った者は、次により企画提案書を提出すること。なお、提案は１参加者につき１案とする。

- （１）提出書類
 - ①企画提案書（様式２）
 - ・参加申込者の概要
 - ・事業実施にあたっての方針、具体的な企画内容、実施体制、スケジュール等
 - ・類似業務の受託実績
 - ・その他、企画内容等について補足するもの（任意）
 - ②経費見積書（様式３）
 - ・項目ごとの算出根拠について、単価及び数量等を詳細に記載すること。
 - ③履歴事項全部証明書
 - ・提出日において発行日から３０日以内のもの。写しも可。

(2) 提出書類の規格

- ・用紙サイズはA4
- ・書式及びページ数については任意

(3) 提出部数

10部

(4) 提出期限

令和7年6月6日(金)午後5時(必着)

(5) 提出先及び提出方法

徳島県こども未来部男女参画・青少年課へ郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、送付した旨を電話連絡すること。

7 本業務における質問について

(1) 質問の受付期限

令和7年5月28日(水)午後5時

(2) 質問の提出

質問書(様式4)により、書面持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、本業務に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

8 選定方法等

(1) 県が設置する選定委員会において、企画提案書の内容について審査し、最優秀提案者を決定するものとする。

(2) 選定に当たっては、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング(以下、「プレゼンテーション等」という。)を実施する。なお、プレゼンテーション等の日時と場所は企画提案参加申込書を提出した者のみに通知する。

※1提案当たり、30分程度を予定。

(3) プレゼンテーション等を行わなかった場合は、辞退のあったものとみなす。

(4) 企画提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

(5) 審査の観点

- ①事業の趣旨を踏まえた、具体的で妥当な内容であること
- ②事業の適切な遂行が可能な体制を備えていること
- ③集客効果の高い企画、周知方法が提案されていること
- ④所要経費の内容や金額が妥当であること 等

9 審査結果

プレゼンテーション等を行った提案者に対しては、後日その採否について書面で通知

する。

なお、審査の経緯については公表しない。また、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

10 委託契約の締結について

採用された企画については、別途協議（見積）の上、改めて委託内容を精査し委託契約を締結する。

11 スケジュール

（1）公募開始

令和7年5月16日（金）

（2）質問書受付期限

令和7年5月28日（水）午後5時（必着）

（3）参加申込書提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時（必着）

（4）企画提案書等提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時（必着）

（5）審査

令和7年6月中旬

（6）契約の締結

選定後、協議の上、契約を締結する。

12 その他

（1）提出された資料は、返還しない。

（2）企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

（3）企画内容及びイベント実施に際して、著作権法その他法令に抵触しないこと。

13 問合せ及び書類提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部 男女参画・青少年課 男女共同参画担当

電話 088-621-2177

ファクシミリ 088-621-2843

電子メール danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp